

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月31日
【会社名】	リリカラ株式会社
【英訳名】	Lilycolor Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 山田俊之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿7丁目5番20号
【電話番号】	03(3366)7845(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務本部長 今福宏
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿7丁目5番20号
【電話番号】	03(3366)7845(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務本部長 今福宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年3月30日開催の当社第80回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴う一部変更

当社は、2020年12月25日にお知らせしたとおり、企業価値の更なる向上を図る観点から、監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めて経営の機動性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

事業目的の一部変更

今後の事業展開に備えるため、当該目的について定める現行定款第1章総則第2条に所要の変更を加えるものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

山田俊之、及び今福宏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

佐藤伸男、植岡敬典、内海勝彦、及び大胡誠を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役の報酬額のうち取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を月額10,000千円以内（但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、月額5,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	78,397	796	0	(注)1	可決 98.90
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件				(注)2	
山田 俊之	78,289	894	10		可決 98.77
今福 宏	78,286	897	10		可決 98.76
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
佐藤 伸男	78,272	911	10	可決 98.74	
植岡 敬典	78,258	925	10	可決 98.73	
内海 勝彦	78,222	961	10	可決 98.68	
大胡 誠	78,258	925	10	可決 98.73	
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	78,297	896	0	(注)3	可決 98.78
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	78,216	977	0		可決 98.67

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上